

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後											現行										
別紙様式第6号（第59条関係）											別紙様式第6号（第59条関係）										
(略)											(略)										
第1～第4（略）											第1～第4（略）										
第5											第5										
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）											年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）										
中間株主資本等変動計算書											中間株主資本等変動計算書										
(単位：百万円)											(単位：百万円)										
	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その他有価証券評価差額金			繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計								
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計							
						〇〇積立金	繰越利益剰余金														
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××					
当中間期変動額																					
新株の発行	××	××		××						××						××					
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××					
中間純利益							××	××		××						××					
自己株式の処分									××	××						××					
・・・ ・・・																××					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××					
当中間期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××					
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××					
(記載上の注意)																					
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。																					
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。																					
3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。																					
4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。																					
5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。																					
6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。																					

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後	現行		
7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当中間期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		
	当期首残高		× × ×

改正後	現行		
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>純資産合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>			
<u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>			
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>			
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>			
<u>6 中間財務諸表等規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u>			
<u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後

第 6

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等								基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	剰余金				その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計		
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	中間未 処分剰 余金							剰余金 合計
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額															
基金の募集	××								××					××	
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××				△××	
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××				××	
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××				××	
基金利息の支払								△××	△××	△××				△××	
中間純剰余							××	××	××					××	
基金の償却	△××								△××					△××	
・ ・ ・ ・ ・														××	
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）										××	××	××	××	××	
当中間期変動額合計	××	××	＝	＝	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。

7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 6

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金減少差益		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	× × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
		基金の償却	△ × × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×

改正後	現行				
	<u>当中間期変動額</u>				
	<u>基金の募集</u>	×	×	×	
	<u>社員配当準備金の積立</u>	△	×	×	×
	<u>損失填補準備金の積立</u>	×	×	×	
	<u>基金償却積立金の積立</u>	×	×	×	
	<u>基金利息の支払</u>	△	×	×	×
	<u>中間純剰余</u>	×	×	×	
	<u>基金の償却</u>	△	×	×	×
	<u>.....</u>	×	×	×	
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	×	×	×	
	<u>当中間期変動額合計</u>	×	×	×	
	<u>当中間期末残高</u>	×	×	×	
	<u>（記載上の注意）</u>				
<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>					
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>					
<u>3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>					
<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>					
<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u>					
<u>6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。</u>					
<u>7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>					
(以下略)					

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の2

改正後

別紙様式第6号の2（第59条関係）

(略)

第1～第4（略）

第5

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その他有価証券評価差額金			繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計		
						〇〇積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××					××	
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	
中間純利益							××	××		××					××	
自己株式の処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	
当中間期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3

株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

現行

別紙様式第6号の2（第59条関係）

(略)

第1～第4（略）

第5

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
その他資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金合計	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の2

改正後	現行		
7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当中間期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		
	当期首残高		× × ×

改正後	現行		
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>純資産合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 中間財務諸表等規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u>		
	<u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号の2

改正後

第6

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	剰余金			基金等 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	中間未 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額															
基金の募集	××									××				××	
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××				△××	
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××				××	
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××				××	
基金利息の支払								△××	△××	△××				△××	
中間純剰余								××	××	××				××	
基金の償却	△××									△××				△××	
・・・・・・・・														××	
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	
当中間期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。

7

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第6

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金減少差益		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の2

改正後	現行		
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>損失填補準備金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>中間純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>.....</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当中間期末残高</u>		× × ×
	<u>(記載上の注意)</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>			
<u>3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>			
<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>			
<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u>			
<u>6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。</u>			
<u>7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>			
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（略）

第2 中間連結財務諸表
1～4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（略）

第2 中間連結財務諸表
1～4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
中間純利益	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当中間期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行	
3株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	<u>当中間期末残高</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>	
	<u>その他有価証券評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>	

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。 6 中間連結財務諸表規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後

6 中間連結基金等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額							少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額															
基金の募集	××					××								××	
社員配当準備金の積立					△××	△××								△××	
基金償却積立金の積立		××			△××	××								××	
基金利息の支払					△××	△××								△××	
中間純剰余					××	××								××	
基金の償却	△××					△××								△××	
・・・ ・・・														××	
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額合計	××	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

6 中間連結基金等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
基金等	
基金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金の募集	× × ×
基金の償却	△ × × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
基金償却積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金償却積立金の積立	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
再評価積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
連結剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
社員配当準備金の積立	△ × × ×
基金償却積立金の積立	△ × × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行		
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。 3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>中間純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>……………</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金等合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>中間純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金の償却</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>……………</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載する</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行
	ことができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の合計欄の記載は省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号

改正後

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（略）
第1～第8（略）
第9
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			資本 準備金			利益 準備金	資本 準備金	利益 準備金	資本 準備金			利益 準備金
		資本 準備金	資本 準備金	資本 準備金	資本 準備金	資本 準備金	資本 準備金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××		
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××					××		
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××		
当期純利益							××	××		××					××		
自己株式の処分									××	××					××		
・・・ ・・・															××		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××		
当期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××		
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××		

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。
7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（略）
第1～第8（略）
第9
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
新株の発行		×	×
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
新株の発行		×	×
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
その他資本剰余金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
資本剰余金合計			
当期首残高		×	×
当期変動額			
新株の発行		×	×
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
利益剰余金			

改正後	現行		
	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		
	当期首残高		× × ×

改正後	現行		
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	純資産合計		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	新株の発行		× × ×
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。		
	6 財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。		
	7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号

改正後

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			剰余金 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						その他剰余金									
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	当期末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
基金の募集	××									××					××
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××					△××
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××					××
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××					××
基金利息の支払								△××	△××	△××					△××
当期純剰余								××	××	××					××
基金の償却	△××									△××					△××
・ ・ ・ ・ ・															××
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	× × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
		基金の償却	△ × × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×

改正後	現行		
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>当期純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当期末残高</u>		× × ×
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（略）
第1～第8（略）
第9
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰 余金合 計			その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計		
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××					××	
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	
当期純利益							××	××		××					××	
自己株式の処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)											××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。
7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（略）
第1～第8（略）
第9
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
当期首残高		× × ×	
当期変動額			
新株の発行		× × ×	
.....		× × ×	
当期変動額合計		× × ×	
当期末残高		× × ×	
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		× × ×	
当期変動額			
新株の発行		× × ×	
.....		× × ×	
当期変動額合計		× × ×	
当期末残高		× × ×	
その他資本剰余金			
当期首残高		× × ×	
当期変動額			
.....		× × ×	
当期変動額合計		× × ×	
当期末残高		× × ×	
資本剰余金合計			
当期首残高		× × ×	
当期変動額			
.....		× × ×	
当期変動額合計		× × ×	
当期末残高		× × ×	
利益剰余金			

改正後	現行		
	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	〇〇積立金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		
	当期首残高		× × ×

改正後	現行		
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>純資産合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		× × ×
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		× × ×
	<u>剰余金の配当</u>		△ × × ×
	<u>当期純利益</u>		× × ×
	<u>自己株式の処分</u>		× × ×
	<u>.....</u>		× × ×
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当期末残高</u>		× × ×
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。</u>		
	<u>7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			剰余金 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						その他剰余金									
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	当期末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
基金の募集	××									××					××
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××					△××
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××					××
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××					××
基金利息の支払								△××	△××	△××					△××
当期純剰余								××	××	××					××
基金の償却	△××									△××					△××
・ ・ ・ ・ ・															××
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	× × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
		基金の償却	△ × × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×

改正後	現行		
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>当期純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当期末残高</u>		× × ×
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	4 <u>その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	5 <u>剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	6 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）
(日本工業規格A4)
(略)
第2 連結財務諸表
1～4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

現行

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）
(日本工業規格A4)
(略)
第2 連結財務諸表
1～4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>	<u>当期末残高</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後

6 連結基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
基金の募集	××					××								××
社員配当準備金の積立					△××	△××								△××
基金償却積立金の積立		××			△××	××								××
基金利息の支払					△××	△××								△××
当期純剰余					××	××								××
基金の償却	△××					△××								△××
・・・														××
基金等以外の項目の当期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

6 連結基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
連結剰余金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
社員配当準備金の積立		△ × × ×
基金償却積立金の積立		△ × × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後	現行		
3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金等合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金の償却</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後	現行		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することがで</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号の3

改正後	現行
	<u>きる。</u> <u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> <u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> <u>6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第 14 号

改正後

別紙様式第 14 号（第 210 条の 10 関係）

（日本工業規格 A 4）

（略）

第 2 中間連結財務諸表

1 ～ 4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 14 号（第 210 条の 10 関係）

（日本工業規格 A 4）

（略）

第 2 中間連結財務諸表

1 ～ 4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
中間純利益	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当中間期変動額	
自己株式の処分	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 14 号

改正後	現行		
3株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>当中間期末残高</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 15 号

改正後

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）

（略）

第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）

5 連結株主資本等変動計算書

年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

現行

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）

（略）

第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）

5 連結株主資本等変動計算書

年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 15 号

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)	<u>当期末残高</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純利益</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 17

改正後

別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係）
（日本工業規格 A 4）

（略）

第 1 ～第 8 （略）

第 9 株主資本等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			繰延 ヘッ ジ損 益			土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計				
		資本 準備 金	その 他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備 金	その他利益剰 余金							利益剰 余金合 計			
						・・ 積立 金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××					××	
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	
当期純利益							××	××		××					××	
自己株式の処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	二	××	××	二	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

（記載上の注意）

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。

現行

別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係）
（日本工業規格 A 4）

（略）

第 1 ～第 8 （略）

第 9 株主資本等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
その他資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行		
7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	利益剰余金		
	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	・ ・ 積立金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	当期純利益		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当期変動額合計		× × ×
	当期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×

改正後	現行		
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。		
	6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。		
	7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 17

改正後

第 10 基金等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	その他剰余金			剰余金 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						社員 配当 平衡 積立 金	・ ・ 積立 金	当期末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額															
基金の募集	××								××					××	
・ ・ ・ の積立								△××	××	××				××	
当期純剰余								××	××	××				××	
・ ・ ・ ・ ・														××	
基金等以外の 項目の当期変 動額(純額)										××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	二	二	二	二	二	二	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10 基金等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
・ ・ ・ ・ ・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・ ・ ・ ・ ・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・ ・ ・ ・ ・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金減少差益		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・ ・ ・ ・ ・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・ ・ ・ ・ ・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×

改正後	現行		
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		・ ・ ・ の積立	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	

改正後	現行		
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>・・・の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		

改正後	現行
	4 <u>その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第16号の18

改正後

別紙様式第 16 号の 18（第 211 条の 36 第 2 項関係）
（略）

第 1 ～第 4 （略）

第 5 中間株主資本等変動計算書

年度中（年 月 日から
年 月 日まで）

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等					新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金			評価 ・換 算差 額等 合計
		資本 準備 金	その 他資 本利 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金 ・・ 積立 金	繰越利 益剰余 金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額															
新株の 発行	××	××		××						××					××
剰余金の 配当					××		△××	△××		△××					△××
中間純 利益							××	××		××					××
自己株式 の処分									××	××					××
・・・ ・・・															××
株主資本以外 の項目 の当中間期変動額 (純額)										××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。

現行

別紙様式第 16 号の 18（第 211 条の 36 第 2 項関係）
（略）

第 1 ～第 4 （略）

第 5 中間株主資本等変動計算書

年度中（年 月 日から
年 月 日まで）

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行		
7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	利益準備金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	その他利益剰余金		
	・ ・ 積立金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	繰越利益剰余金		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	利益剰余金合計		
	当期首残高		× × ×
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ × × ×
	中間純利益		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		× × ×
	自己株式		
	当期首残高		△ × × ×
	当中間期変動額		
	自己株式の処分		× × ×
			× × ×
	当中間期変動額合計		× × ×
	当中間期末残高		△ × × ×
	株主資本合計		
	当期首残高		× × ×

改正後	現行		
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>純資産合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>			
<u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>			
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>			
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>			
<u>6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u>			
<u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>			

別紙様式第 16 号の 18

改正後

第6 中間基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等								評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			基金等 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金		評価 ・換 算差 額等 合計
						剰余金								
						社員 配当 平衡 積立 金	・ ・ 積立 金	中間未 処分剰 余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
基金の募集	××								××					××
・・・の積立								△××	××	××				××
中間純剰余								××	××	××				××
・・・・・・														××
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	二	二	二	二	二	二	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第6 中間基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
基金等	
基金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金の募集	× × ×
・・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
基金償却積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
・・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
再評価積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
・・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
剰余金	
損失填補準備金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
・・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×

改正後	現行		
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		・ ・ ・ の積立	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	

改正後	現行		
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>・・・の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載すること</u>		

改正後	現行
	ができる。 4 <u>その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u> 6 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 19

改正後														現行													
別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係） （略）														別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係） （略）													
第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）														第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）													
5 中間連結株主資本等変動計算書														5 中間連結株主資本等変動計算書													
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結株主資本等変動計算書														年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結株主資本等変動計算書													
(単位：千円)														(単位：千円)													
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計		科 目		金 額									
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付に 係る調 整累計 額	その 他の包 括利益 累計 額合計																
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××			×	×	×								
当中間期変動額																											
新株の発行	××	××			××													×	×	×							
剰余金の配当			△××		△××																						
中間純利益			××		××																						
自己株式の処分				××	××																						
・・・ ・・・																											
株主資本以外 の項目 の当中間期変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××													
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××													
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××													
(記載上の注意)																											
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。																											
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。																											

株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
中間純利益	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当中間期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 19

改正後	現行	
3株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
		× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。<u>この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第 16 号の 19

改正後

6

中間連結基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から

年 月 日まで

）

中間連結基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等						その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額														
基金の募集	×					×								×
・・・の積立					×	×								×
中間純剰余					×	×								×
・・・														×
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）							×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	＝	＝	＝	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

6

中間連結基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から

年 月 日まで

）

中間連結基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
基金等	
基金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金の募集	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
基金償却積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
再評価積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
連結剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
・・・の積立	× × ×
中間純剰余	× × ×
.....	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×

改正後	現行		
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		為替換算調整勘定	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		退職給付に係る調整累計額	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×

改正後	現行		
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 その他の包括利益累計額及び純資産の合計欄の記載は省略することができる。		
	6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		
	(以下略)		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 20

改正後

別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 項関係）
（日本工業規格 A 4）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 項関係）
（日本工業規格 A 4）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 20

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>	<u>当期末残高</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における</u>		

改正後	現行
	記載の順序によること。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 20

改正後

6 連結基金等変動計算書

年度

年

月

日から

年

月

日まで

連結基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等						その他の包括利益累計額							少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額															
基金の募集	××					××								××	
・・・の積立					××	××								××	
当期純剰余					××	××								××	
・・・ ・・・														××	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)							××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	＝	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

6 連結基金等変動計算書

年度

年

月

日から

年

月

日まで

連結基金等変動計算書

(単位：千円)

科	目	金	額
基金等			
基金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
基金の募集		×	×
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
基金償却積立金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
再評価積立金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
.....		×	×
当期変動額合計		×	×
当期末残高		×	×
連結剰余金			
当期首残高		×	×
当期変動額			
・・・の積立		×	×
当期純剰余		×	×
.....		×	×
当期変動額合計		×	×

改正後	現行		
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>・・・の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>為替換算調整勘定</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。		
	6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		
	(以下略)		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第 16 号の 24

改正後

別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係）
（略）

第 2 中間連結財務諸表
1 ～ 4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

） 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株式	株主資本合計	その 他有 価証券 評価差 額金	繰延 ヘッジ損 益	土地 再評価差 額金	為替 換算調整 勘定	退職 給付に係 る調整累 計額	その 他の包括 利益累計 額合計			
当期首残高	×	×	×	△×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額														
新株の発行	×	×			×									×
剰余金の配当			△×		△×									△×
中間純利益			×		×									×
自己株式の処分				×	×									×
・・・ ・・・														×
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	△×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係）
（略）

第 2 中間連結財務諸表
1 ～ 4 （略）

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

） 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
中間純利益	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当中間期変動額	
自己株式の処分	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 24

改正後	現行		
3株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)		<u>当中間期末残高</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>株主資本合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>為替換算調整勘定</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。 6中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。 7遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 25

改正後

別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係）
（日本工業規格 A 4）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッジ損 益	土地 再評価 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付に 係る調 整累計 額	その 他の包括 利益 累計 額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係）
（日本工業規格 A 4）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
……………		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
……………		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
利益剰余金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
剰余金の配当		△ × × ×
当期純利益		× × ×
……………		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
自己株式		
当期首残高		△ × × ×
当期変動額		
自己株式の処分		× × ×
……………		× × ×
当期変動額合計		× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 25

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)	<u>当期末残高</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純利益</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>自己株式の処分</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における		

改正後	現行
	記載の順序によること。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)